

九州女子大学 ガバナンス・コード 遵守状況および取組の実施状況

基準日：令和5(2023)年9月29日

項目			実施状況および適合状況	
第1章 私立大学の自主性・自立性（特色ある運営）の尊重				
1-1	建学の精神	(1)	建学の精神・理念	建学の精神・理念、使命・目的、人材養成に資する教育の目標等を明示し、社会の要請に応え、社会で活躍できる専門職業人の育成を行っている。
		(2)	建学の精神・理念に基づく人材像	
1-2	教育と研究の目的 (私立大学の使命)	(1)	建学の精神・理念に基づく教育目的等	学則に建学の精神、人材養成および教育研究の目的を明示し、その内容は大学ホームページの大学紹介ページに教育方針を示し、学部紹介ページには教育の特色、教育体系等を公表している。
		(2)	中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	本学園では平成21年度末に策定した第一次中期財政計画に始まり、現在は第三次中期経営計画を掲げている。学園全体の決算状況や事業報告とあわせて、中期経営計画および事業計画を大学ホームページの情報公開で公表している。
		(3)	私立大学の社会的責任等	地域の知的拠点として後援会、同窓会との連携を強めるとともに、地域・社会の団体等とは例えば、地域教育実践研究センターを通して連携した事業を行っている。
第2章 安全性・継続性（学校法人運営の基本）				
2-1	理事会	(1)	理事会の役割	理事会は学校法人の経営基盤の強化・安定を念頭に、各理事の役割分担を決め、役割に沿った職務遂行を監督し、かつ適正な管理運営に努めている。
2-2	理事	(1)	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	各理事の主な職務について、総務、財務、教学、管理運営の担当を定め、責務（役割・職務・監督責任）を明確にしている。教職員である理事は教学・管理運営の両面において、適切に業務を執行している。
		(2)	学内理事の役割	
		(3)	外部理事の役割	
		(4)	理事への研修機会の提供と充実	外部理事も積極的に登用し、多様な社会環境の変化に即応できる体制を整えることにより、多面的な経営判断に努め、学校法人の経営力・マネジメント力の強化に努めている。
2-3	監事	(1)	監事の責務（役割・職務範囲）について	監事は学校法人福原学園寄附行為の内容を理解し、監査規則、監事監査基準等に基づき、適正に業務を執行している。また、監事は業務監査、会計監査の機能充実を図るため、常勤監事1名、非常勤監事1名（弁護士）の2名体制とし、内部監査室とも連携を強め、法人組織の健全化に努めている。
		(2)	監事の選任	
		(3)	監事監査基準	
		(4)	監事業務を支援するための体制整備	
		(5)	常勤監事の設置	

項目			実施状況および適合状況	
2-4	評議員会	(1)	諮問機関としての役割	評議員会は法人の諮問機関としての役割を果たしている。また評議員会は議事運営において事前に評議員に議事資料を配布し、十分な意見交換ができる体制を整えている。監事は評議員会の同意を得て選任している。
		(2)	業務もしくは財産の状況または役員 の業務の執行について	
		(3)	監事の選任について	
2-5	評議員	(1)	評議員の選任	評議員は、寄附行為により 20 人以上 22 人と定め、現在学園内 10 人、学園外 10 人で構成しており、適切に選任している。
第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）				
3-1	学長	(1)	学長の責務（役割・職務範囲）	学長は自ら大学運営方針を開示し、教職員に周知するなど、ガバナンスの確立と明確化に努めている。また、学長の補佐体制として、本学園が定める規則により、学長特別補佐を選任し学長の命を受け、企画・立案および連絡調整業務を行っている。
		(2)	学長補佐体制（副学長・学長特別補佐・ 学部長の役割）	
3-2	教授会	(1)	教授会の役割（学長と教授会の関係）	九州女子大学学則第 8 条により、教授会の権限を明確にしており、大学ホームページの情報公開（教育研究上の目的）に公表している。また、学長は教授会の審議事項を定め、教職員に周知している。
第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）				
4-1	学生に対して	(1)	3 つの方針（ポリシー）について	3 つの方針（ポリシー）は、学是および人材養成と教育研究上の目的を反映させ、文部科学省が制定した「3 ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に則って策定し、学生へ周知している。
4-2	教職員に対して	(1)	教職協働	第三次中期経営計画において「運営組織体制の強化」項目で積極的に教職協働を推進し、教育活動、研究活動の強化・充実を図るため研修会を開催、外部研修会に積極的に参加している。
		(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	
4-3	社会に対して	(1)	認証評価および自己点検・評価	教育の内部質保証の確保のため毎年 PDCA サイクルを活用し、自ら改善を図り、向上に努めている。併せて、毎年「自己点検評価報告書」を発刊し、大学ホームページで公表している。 社会貢献は「地域教育実践研究センター」を拠点とし、地域連携の施策の設定と実施を行い、成果は毎年報告書を作成し、学外に公表している。
		(2)	社会貢献・地域連携	

項目			実施状況および適合状況	
4-4	危機管理および法令遵守	(1)	危機管理のための体制整備	安全衛生、防火・防災、薬物利用防止、人権配慮に関するハラスメント防止、情報セキュリティ対策、交通安全、教育活動に対する安全管理等について、委員会の設置や規程の整備を行い、危機管理に努めている。また、研究活動における不正防止のため、基本的方針を教職員に周知し、その体制については大学ホームページ（公的研究の運営・管理）に公表している。
		(2)	法令遵守のための体制整備	
第5章 透明性の確保（情報公開）				
5-1	情報公開の充実	(1)	法令上の情報公表	寄附行為、財務状況、役員名簿、法人会議議事録、および事業計画・事業報告等を大学ホームページの情報公開に公表している。 大学ホームページのほか、入学案内、広報誌等の媒体を活用している。また、海外の協定校や海外派遣学生数、および地域教育実践研究センターにおける産学官連携活動等の情報についても公開している。
		(2)	自主的な情報公開	
		(3)	情報公開の工夫等	